

社会福祉法人サンピア

役員・役員等・その他の役員報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人 サンピア（以下「この法人」という）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」とする）及び評議員（以下「役員等」とする）、評議員選任・解任委員（以下「その他の役員」とする）、の報酬等について定めたものとする。

(役員報酬)

第二条 当法人の役員、役員等、及びその他の役員に対する報酬は無報酬とする。

(旅費の支給)

第三条 役員、役員等、その他の役員が理事会（監査も含む）及び評議員会、評議員選任・解任委員会等に出席した場合には別表1により旅費を支払うことができる。

(出張旅費)

第四条 役員、役員等、その他の役員が、法人業務のために出張する場合は、実費弁償費及び実費旅費を支払うことができる。

(適用除外)

第五条 事業の職員を兼務する役員及びその他の役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第六条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

(別表1) 報酬及び旅費について

名 称	報 酬	旅 費
役 員	無報酬	実 費
役員等	無報酬	実 費
その他の役員	無報酬	実 費

※自家用車利用の場合は、1kmにつき、30円支給する。

但し、1,000円未満は1,000円とする。